

受動喫煙防止対策の強化措置に関する意見書

国においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、受動喫煙防止対策の強化が検討されている。健康増進の観点はもちろんのこと、国際オリンピック委員会は世界保健機関と共同で「たばこのない五輪」を推進しており、近年の大会開催地における受動喫煙防止対策の取組状況を踏まえると、次回開催国としても対策の強化が必要となっている。

こうした中、2016年10月に厚生労働省から「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」が公表された。このたたき台は、学校や医療機関等は敷地内禁煙、官公庁や運動施設などは建物内禁煙をそれぞれ義務化する等、オリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準を目指すものであり、その方向性は理解されるところである。

しかし一方で、サービス業においては、たたき台における「原則建物内禁煙（喫煙室設置可）」が利用者ニーズへの対応を著しく損ない、売上げが減少することが危惧されている。また、店舗の面積・構造、資金的な制約等から、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ない事態も想定され、経営への深刻な影響が避けられないとの意見が寄せられている。

よって、国民の健康増進等のため受動喫煙防止の促進は重要であるとの認識のもと、その対策の強化に当たっては、飲食店等のサービス業における店舗の実態や利用者のニーズ等も考慮し、対策を検討、整備する必要があることから、国におかれては、次の事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 飲食店等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
- 2 飲食店等のサービス業については、店舗の実態や利用者のニーズ等を考慮した支援制度の創設など、受動喫煙防止対策の内容を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
内閣官房長官	菅義偉殿